

岸和田市告示第354号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に係る届出事項を変更した旨の届出があった。

当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに岸和田市長に意見書を提出する事ができる。

令和5年9月27日

岸和田市長 永野 耕平

1 届出の概要

(1) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う代表者の氏名

- ア （変更前）株式会社スーパーサンエー 代表取締役 植林 信二
（変更後）株式会社スーパーサンエー 代表取締役 植林 基行
- イ （変更前）ウェルシア薬局株式会社 代表取締役 松本 忠久
（変更後）ウェルシア薬局株式会社 代表取締役 田中 純一

(2) 大規模小売店舗の所在地及び名称

岸和田市土生町四丁目4406番 ほか
アクロスプラザ東岸和田

(3) 大規模小売店舗を設置する者の住所並びに名称及び代表者の氏名

- ア 東京都千代田区麴町五丁目1番地1
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田 寛明
- イ 岸和田市土生町二丁目30番22号
株式会社タチバナ 代表取締役 橘 喜壽

2 届出年月日

令和5年9月14日

3 届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和5年9月27日から令和6年1月29日まで（岸和田市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

(2) 縦覧の場所

岸和田市岸城町7番1号
岸和田市魅力創造部産業政策課

4 意見書の提出先

〒596-8510 岸和田市岸城町 7 番 1 号 岸和田市役所別館 4 階
岸和田市魅力創造部産業政策課
電話 072(423)9485